

「第 3 次はだの行革推進プラン実行計画」進行管理実施方針

平成 28 年 6 月 2 日策定

平成 30 年 5 月 1 日一部改訂

1 目的

この実施方針は、総合計画後期基本計画（第 3 行財政改革の推進）に基づく「第 3 次はだの行革推進プラン実行計画」（以下「実行計画」という。）の着実な推進を図るため、今後の進行管理について基本的な方針を定めることを目的とする。

2 進行管理の視点

視点 1 実効性のある進行管理

改革は、目的ではなく手段であることから、効果を生み出すために必要な事業費・人件費等の行政コストを含めた、費用対効果とともに、人口減少社会に向けた行政の最適化を意識した進行管理とする。

視点 2 改革内容の見直し

社会情勢の変化に即した行財政改革を進める観点から、計画策定時に具体的な実行方針を検討している改革項目や、改革内容に変更が生じたもの、進行の遅れや達成が不可となった改革項目等については、見直しを視野に入れた柔軟な対応に努める。

視点 3 市民との情報共有

市民と行政の相互理解のもと改革を進めていく必要があるため、改革項目の取組方針及びその評価は、分かりやすい表現に努め、積極的に公表する。

3 推進体制

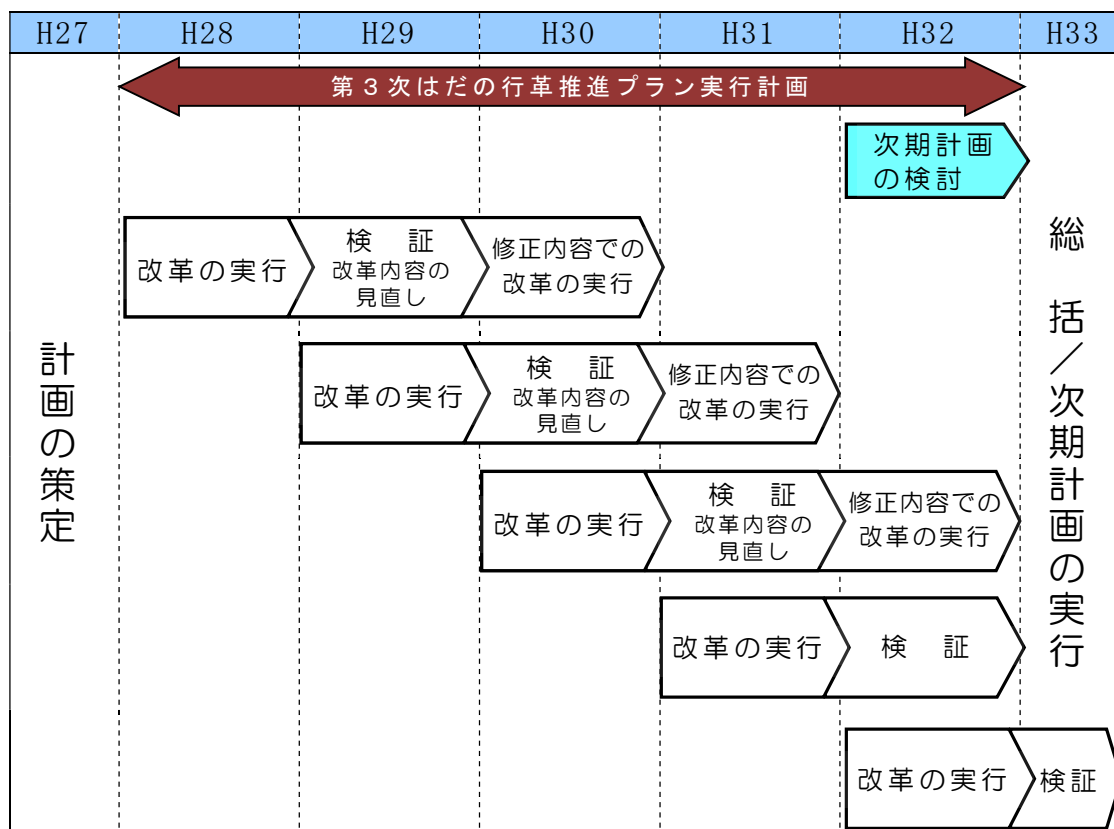
別紙「第 3 次はだの行革推進プラン実行計画 推進体制図」のとおりとする。

4 進行管理実施期間及び内容

改革実行期間である平成28年度から32年度までの5年間及びその翌年度の1年間を合わせた6年間とし、その内容は次のとおりとする。

年 度	内 容
平成28年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 進行管理実施方針の策定[改善推進委員会] ・ 各改革項目の実行方針の策定及び実施状況の報告[改革主管課] ・ 実施状況及び実行方針の審議・答申等[行財政調査会]
平成29年度 ～31年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 年度ごとの自己評価、内部評価及び外部評価（7月～10月）[推進体制図のとおり] ・ 改革内容等の見直し（10月～3月）
平成32年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成31年度の自己評価、内部評価及び外部評価（7月～10月）[推進体制図のとおり] ・ 次期計画の検討[推進体制図のとおり]
平成33年度	・ 実行計画の総括

【各年度進行管理イメージ】（年度）



5 進行管理の進め方

(1) 実行方針の策定

実行計画に掲げた改革項目の着実な実現を図るため、改革主管課が計画期間内に推進する改革内容について実行方針を策定する。

(2) 進行状況及び効果の把握

改革主管課が各改革項目の進行管理シートに基づき、自己評価を行う。最適化推進部会が、改革主管課の自己評価に意見を付し、行財政調査会が外部評価を実施する。

(3) ヒアリングの実施

行財政調査会は、進行が遅れている項目、社会情勢の変化などにより見直しが生じる項目など、必要に応じて改革主管課へのヒアリングを実施し、意見等を付すものとする。

(4) 改革内容の見直し

社会情勢の変化に即した行財政改革を進めるため、各改革項目の実施状況及び効果を十分検証したうえで、必要に応じて改革内容の見直しを図るものとする。

6 公表及び報告

(1) 庁内への報告

報告書を各部課等へ送付する。

(2) 議会及び市民への報告

ア 議会への報告

報告書を送付する。

イ 市民への公表

広報及びホームページに進行状況及び報告書を掲載する。その際は、分かりやすい表現に努めることとする。